

# 道路使用許可取扱要領

平成12年3月17日

通達（交規）発第15号

## 第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条に規定する道路使用の許可（以下「許可」という。）について必要な事項を定め、その取扱の適性と斉一を図ることを目的とする。

## 第2 許可の対象

許可の対象は、法第77条第1項各号に掲げる行為で、次のものとする。

- 1 同項第1号に該当するもの（以下「1号許可」という。）
  - (1) 道路の新設、維持、修繕、清掃及び改良等の工事又は作業（以下「道路工事等」という。）
  - (2) 水道管、下水道管、ガス管、電線、電話線、ケーブル等を地下に埋設し、又はその保守管理等を行う工事又は作業及びこれらのものを収容する共同溝、ケーブルボックス等を埋設し、又はその保守管理を行う工事等。（以下「管路埋設工事」という。）
  - (3) 跨道（線）橋等の架設、改良及び修理に伴う工事又は作業（以下「跨道橋工事」という。）
  - (4) 電気、電話、有線放送、CATV等の架空線及びその付属物の設置及び保守管理に伴う工事又は作業（以下「架空線作業」という。）
  - (5) マンホール等を使用して行うケーブル等の引込み作業、マンホール内の点検、補修等の作業その他道路の地下における工事又は作業（以下「マンホール作業」という。）
  - (6) 道路上空において、つり足場、ゴンドラ等を使用して行う工事又は作業（以下「ゴンドラ作業」という。）
  - (7) 道路において採血、レントゲン撮影、測量、測定等を行う作業（以下「測量等作業」という。）
  - (8) 道路外で行う工事又は作業の一部が道路に及ぶもの又は交通の妨害となるような方法で工事又は作業の資器材、車両等を搬出入するもの（以下「搬出入作業」という。）
  - (9) その他道路を使用して行う工事又は作業
- 2 同項第2号に該当するもの（以下「2号許可」という。）
  - (1) 石碑、銅像、広告塔、飾り塔その他これらに類するものの設置
  - (2) 公衆電話ボックス、郵便ポストの設置
  - (3) 電柱、ケーブル柱等の設置

- (4) 街路灯、道路照明灯の設置（道路管理者設置のものを除く）
- (5) 消火栓、給水栓並びに消火栓、消防水利、消防用防火水槽の標識その他これに類するもの。
- (6) 路線バス停留所、タクシー乗り場の標示施設の設置
- (7) 路線バス停留所に係るベンチ、待合施設等の設置
- (8) アーチ等の設置
- (9) 舞台、やぐら等の設置
- (10) 建築作業用工作物の設置
- (11) 立看板、掲示板その他の広告板の設置（ガードレール、立木などに単に結わえただけの捨て看板の類は含まない。）
- (12) その他道路上又は道路の上空における上記(1)～(11)に類する工作物の設置

3 同項第3号に該当するもの（以下「3号許可」という。）

- (1) 露店（簡易な施設を設け又は屋外の特定の場所を使用して物品を販売し、又は飲食を提供するものをいう。）
- (2) 屋台店（簡単に移動できる施設で飲食を提供するものをいう。）
- (3) 商店に臨時に出す商品の陳列棚、商品台
- (4) その他これらに類するもの

4 同項第4号に該当するもの（以下「4号許可」という。）

法第77条第1項第4号の規定により、山梨県公安委員会が、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められた次に掲げるものとする。

- (1) 道路において祭礼、記念行事、式典、競技会、仮装行列、パレードその他これに類する催し物をする事。
- (2) 道路においてロケーション、撮影会、又は街頭録音会をする事。
- (3) 道路に人が集まるような方法で演説、演芸、奏楽、映写等し、又は拡声器、ラジオ、テレビジョン等の放送をする事。
- (4) 道路において消防、避難、救護その他の訓練を行う事。
- (5) 道路において旗、のぼり、看板、あんどん、その他これらに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをして広告又は宣伝をする事。
- (6) 広告又は宣伝のため車両等に著しく人目をひくような特異な装飾その他の装いをし、又は楽器、拡声機等を使用して道路を通行し、広報宣伝をする事。
- (7) 交通ひんばんな道路において広告、宣伝のため印刷物を道路に散布する事。

(8) 道路において集団行進すること。

(9) 交通ひんぱんな道路において寄付を募集し、若しくは署名を求め、又は物を販売若しくは交付すること。

(10) 道路において拡声機、ラジオ、映写機等を備え付けた車両により放送又は映写すること。

### 第3 許可申請者

許可を申請する者は次のとおりとする。

1 1号許可の申請者は、現実に工事又は作業に従事する者ではなく、工事又は作業を行おうとする者（意思の主体）又は当該工事の請負人。

但し、意思の主体又は請負人が法人である場合は、その代表者。

2 2号許可、3号許可及び4号許可の申請者は、単に機械的に当該行為に従事する者ではなく、当該行為を行おうとする意思の主体、当該行為全般について管理責任を有する立場にある者。

但し、意思の主体又は請負人が法人である場合は、その代表者。

### 第4 申請の受け付け

#### 1 事前相談の取扱い

道路使用許可申請の受理前に、許可の申請をしようとする者からの事前相談に応じこれに対し必要な行政指導を行うことは、交通管理上極めて有益なことであり、道路使用許可行為の計画段階から、その実施方法、交通誘導方法、必要な安全対策等について指導、助言することは、適切な業務を推進する観点からも必要なことである。

しかし、行政手続法が求める行政庁の許認可事務の適正、透明性を逸脱し、相手方への強制、あるいは行政指導に従わないことを理由とする不利益な取扱い等することがあってはならない。

#### 2 申請書の提出先

##### (1) 申請書の提出先

申請書の提出は、当該申請に係る道路使用の場所を管轄する警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）に対し行うものとする。

##### (2) 提出先の特例

###### ア 二以上の警察署長の管轄にわたる場合

道路使用の許可行為（道路管理者から協議があった場合を含む。）に係る場所が、同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄に渡るときは、原則として、出発地又は主たる場所を管轄する警察署長に対し行うものとする。

###### イ 二以上の公安委員会の管轄にわたる場合

道路使用の許可行為が二以上の公安委員会の管轄にわたる場合は、それぞれの公安委員会の管理する警察署長等に対して行うものとする。この場合、当該許可に係る行為が他県から及ぶ場合は、原則として最初に入県することとなる場所を管轄する警察署長等に対して行うものとする。

### 3 提出書類

(1) 申請書の様式は、法施行規則第10条第2項に定める様式とする。

(2) 申請書の提出部数

申請書の提出部数は2通とする。但し、警察本部（交通部長）と協議するものについては、3部提出させることができる。

(3) 申請書の添付書類

申請書に添付する書類は次のとおりとする。但し、簡易な道路使用については、その一部を省略することができる。

#### ア 1号許可

(ア) 当該申請に係る工事等の場所の位置図及びその周辺の見取図

(イ) 当該工事等の範囲を明示した見取図及び道路断面図

(ウ) 当該工事等の方法、形態を具体的に説明する資料（図面、設計図、計画書等）

(エ) 当該工事等をおこなうため道路の一車線以上を使用する場合にあっては、当該道路及びその周辺道路の状況及び交通量調査結果を記した書面

#### イ 2号許可

(ア) 当該申請に係る工作物の設置をしようとする場所の位置図

(イ) 当該申請に係る工作物の設置状況を示す見取図（平面図、正面図、側面図）

(ウ) 設置しようとする工作物の設計書及び図面

(エ) 当該工事等を行うため道路の一車線以上を使用する場合にあっては、当該道路及びその周辺道路の状況及び交通量調査結果を記した書面

#### ウ 3号許可

(ア) 当該申請に係る露店、屋台店その他これらに類する店（以下「露店等」という。）を出す場所及びその周辺の見取図

(イ) 露店等の形態を記載した図面

#### エ 4号許可

(ア) 当該申請に係る道路使用の計画書

(イ) 当該申請に係る道路使用の対象となる道路、コース及びその周辺の見取図

(ウ) 当該申請に係る道路使用の形態を記載した図面

#### 4 申請書の受理

警察署長等は、申請書の提出を受けたときは、次の事項について慎重に点検を行い所定の様式で内容を具備している場合は、これを受理するものとする。

- (1) 申請者は、当該許可行為についての実質的責任者であるか。
- (2) 申請内容は、許可対象行為であるか。
- (3) 申請書は所定の様式を使用し、記載事項は充足しているか。
- (4) 道路使用の目的、場所、区間、経路等が適切であるか。
- (5) 申請に必要な添付書類が具備されているか。

#### 5 関係者との協議

- (1) 道路使用行為に係る場所が他の警察署長の管轄に及ぶときは、関係警察署長と事前に協議（打合せ）又は連絡通報を確実にを行い、許可取扱に齟齬が生じないようにすること。
- (2) 許可の申請に係る行為が、道路法第32条第1項又は第3項の規定を受けるものであるときは、当該道路の管理者に対し、別記様式7の「道路占使用許可協議書」により協議を行い、双方の意思合意に基づく許可を行うものとする。

### 第5 許可の審査

#### 1 許可の判断基準

警察署長等は、道路使用の許可をしようとするときは、別表第1の「許可対象別具体的判断基準」に沿っての審査を行わなければならない。なお、行政手続法の規定により申請が警察署に到達したときは、遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。同法が、その処分をするまでに通常要すべき標準的な処理期間、審査基準の公表を義務付けている趣旨を理解し、申請書の提出があった場合においては、判断基準に従った適性な審査を行い、不備や補正を要するものについては申請者に対し速やかに対応することとする。

#### 2 許可の期間及び件数

##### (1) 許可の期間

道路使用を無制限に行わせることは、道路の効用を害し、一般交通に著しい影響を及ぼすこととなるため、許可に期間を設けることは必要なことであり、その場合行為の目的、場所、方法又は形態と一般交通の実態等を総合的に勘案して、交通管理上必要最小限の期間とすることとなるが、許可の期間については、別表第2を基準とする。

(2) 許可の件数（単位）

道路使用の許可は、原則として道路を使用する一つの行為について一件の許可として扱う。一つの行為とは、意思の主体、目的、時間、場所、方法又は形態がそれぞれ一つであるものをいう。

但し、形式的には二つ以上の行為に当たるものであっても、同一の申請者が同一の警察署管内の場所的に近接した道路において、時間的に連続して同一の行為を行う場合、若しくは同一の申請者が同一目的で二つ以上の異なる道路使用行為を行うこととなる場合であって、一つの道路使用行為が他の道路使用行為の前提とみなされる場合には、例外的に包括して一件の許可として取扱うことができる。

許可の件数（単位）については別表第2を基準とする。

3 交通部長に対する上申、協議

警察署長等は、交通部長が次に定める事項に係る道路使用許可申請、又は道路管理者からの法第80条に基づく協議を受理した場合においては、別記様式1「道路使用許可等について（上申）」により、許可前に意見を付して交通部長に上申するものとする。

なお、(1)から(3)については、警察本部長が警察庁交通規制課長に対して協議しなければならない行為となっていることから、主催者側の計画段階における情報収集とともに警察本部交通規制課との連絡を密にした対応を図るものとする。

- (1) 新たに主要幹線道路（国道、主要地方道）を使用して行う路上競技、祭典、パレード等の新規行為
- (2) 二つ以上の都道府県の管轄にわたるマラソン、ロードレース等
- (3) 競技の名称に国際大会、日本選手権等の語句が冠されているマラソン、自転車ロードレース等、又は開催地が都道府県持ち回り方式により毎年変更されるマラソン、自転車ロードレース等
- (4) 主要幹線道路（高速道路、自動車専用道路を除く。）、都市（町）中心部の繁華街道路等交通頻繁な道路における工事、祭典、集団行進、各種路上競技等で、道路の使用範囲が片側車線あるいは道路全体に及び一車線規制、通行止め等により著しく交通の妨害となるおそれのあるもの
- (5) 高速道路及び自動車専用道路における通行禁止を必要とする工事
- (6) アーケード、上空通路の設置
- (7) 二つ以上の警察署管内にわたり、若しくは二つ以上の公安委員会の管轄に渡って行われる街

頭宣伝等

- (8) 道路管理者の道路情報板、監視用テレビ、車両感知器等施設の設置工事
- (9) 電線類の地中化工事又はケーブルボックスの埋設工事
- (10) その他新しい形態の道路使用の行為

#### 4 条件の付与

警察署長等は、道路使用許可の申請があった場合において、法第77条第2項及び第3項の規定により必要な条件を付そうとするときは、対象行為の内容、道路状況、交通状況等を勘案し、別表第1の判断基準に照らしての適性かつ妥当な具体的条件を付与することとする。

但し、付与する条件は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な最小限度のものに限られ、いやしくも申請者に加重な負担を強いるものであってはならない。

なお、道路の片側部分を使用して行われる道路工事等に際しては、施工業者、道路管理者等が工事用信号機を設置しての交通誘導等を行う場合があるが、同信号機については、公安委員会設置する信号機でなく、その灯火（赤及び青色）は交通整理の効力を有せず、かつ法第76条第1項第1号による信号機類似の工作物の設置の禁止等の趣旨から、交通誘導員の手足としての補助的装置として使用する以外は、これの使用は認めないこととしているので、誘導員の配置を前提とした適切な条件付与を行うものとする。

#### 5 一部不許可又は不許可処分

警察署長等は、道路使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が法第77条第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、一部不許可処分又は不許可処分を行うことができる。しかし、許可、不許可の判断は法に明文をもって規定されていることから、この規定によって処理しなければならず、しかもその判断はどこまでも交通上の支障の有無によって行われるべきであり、それ以外の判断要素を加えることは厳に慎まなければならないことに留意する。

なお、一部不許可又は不許可処分を行うに当たっては、行政手続法により、相手方に対して書面による処分理由の提示を行うとともに、行政不服審査法に定める不服申立てができる旨等について教示し、後日同申し立て及び取消し訴訟の提起がある場合に備えて処分の適法性を疎明する資料を準備しておかなければならない。

### 第6 許可証の作成、交付及び手数料の徴収

#### 1 許可証の作成

- (1) 許可証は、申請書の「道路使用許可証」欄への記載及び押印により作成する。
- (2) 許可条件を別紙に記載した場合は、許可証と割印又は契印する。

(3) 許可証には、行政不服審査法第57条の規定に基づく教示事項を必ず記載する。

## 2 許可証の交付

(1) 許可証は、申請者本人に交付する。

(2) 許可証の交付年月日、受領者等必要事項を別記様式2の「道路使用許可申請処理台帳」に記載し、処理のてんまつを明らかにしておく。

## 3 許可証の再交付

許可証の交付を受けた者から、法第78条第5項に規定する許可証の再交付申請を受けたときは、次により行うものとする。

(1) 再交付の申請は、法施行規則第12条に定める様式により受理することとし、これを審査のうえ許可証の再交付を行うものとするが、亡失、滅失を理由とする再交付申請以外の申請に対しては許可証の提出を受けることとする。

## 4 手数料の徴収

道路使用許可証の交付（再交付を含む。）に係る手数料の徴収は、山梨県警察関係手数料条例第10条の規定に基づき、当該許可申請時に申請者から徴収する。この場合、「国若しくは地方公共団体又はこれに準ずるものが公益上の目的をもってする行為に係る許可に関する事務」については、当該手数料を免除することができるが、手数料の免除に当たっては、「道路使用許可に伴う手数料免除の解釈運用について」（昭和59年4月1日通達）に沿った適正な取扱いを行うこととする。

## 第7 許可証の記載事項変更届出の受理

許可証の交付を受けた者が、法第78条第4項の規定に基づき「道路使用許可記載事項変更届」を提出した場合は、次の事項を審査し、行為の同一性が認められる場合には当該許可証に変更に係る事項を記載することとし、同一性が認められない、あるいは同一性を失わせるようなものである場合は、警察署長等が新たな判断を加える必要が生ずることとなるため、新たに別個の許可申請を行うよう教示する。

1 許可の申請者

2 許可に係る道路使用の範囲、方法

3 許可に係る日時の道路又は交通の状況

## 第8 法80条の規定による道路管理者からの協議

法第80条の規定による道路管理者からの協議は、次によるものとする。

1 警察署長等は、道路管理者から法第80条の規定による協議を受けたときは、別表第1の「判

断基準」に準拠して当該工事等の時期、方法ならびに工事等を行う場合における道路交通に対する措置について検討し、必要な意見を付して、別記様式3「道路工事等協議書」により回答すること。

- 2 緊急を要し、かつ、あらかじめ文書により協議するいとまがないときは、文書による協議に要する期間内に終了する工事等に限り、口頭による協議を受理し、回答を行うことができ、これ以外の場合は、事後速やかに文書による協議を受けて回答することとする。

## 第9 許可条件等の変更

法第77条第4項に規定する許可条件の変更等の手続き及び法第80条の規定による道路管理者からの協議を受けた場合における協議内容の変更の手続きは、次により行うものとする。

- 1 法第77条第4項に規定する許可条件の変更の手続き

許可条件を変更し又は新たに条件を付する特別の必要性が生じたときは、その理由及び条件の内容を明示した、別記様式4「道路使用許可の条件変更等通知書」を申請者に交付するとともに、道路使用許可台帳にその経過を記載しておく。この場合において、法第78条第2項の規定に係る申請の許可条件の変更については、あらかじめ道路管理者に対し、別記様式5「道路使用許可の条件変更等通知書」を送付すること。

- 2 法第80条に規定する道路管理者からの協議を受けた場合における協議内容の変更手続き

警察署長等は、協議成立後において協議内容を変更する必要性が生じたときは、道路管理者に対し、速やかに別記様式6「道路工事等協議事項変更連絡書」により通知するとともに、変更に係る事項について再協議すること。

## 第10 許可の取消し等

法第77条第5項に基づき、警察署長等が行う道路使用許可の取消し、又は効力の停止手続きについては次によるものとする。

- 1 許可条件に違反したとき又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要性が生じた場合における許可の取消し、又はその許可の効力の停止処分にあつて、許可条件違反に対する許可の取消し、効力の停止を行う場合は、道路使用の対象、方法、期間、道路交通環境、条件違反の内容、社会的反響等により個々具体的に検討することとなるが、概ね別表第3の処分基準に従って行うこととし、処分を行う場合、別記様式7「弁明通知書」を相手方に交付し、当該処分に係る者又はその代理人から当該条件違反についての弁明を聴取するとともに、写真又は見取図により条件違反の状態を明らかにした報告書を作成し、当該処分を必要とした理由を明らかにしておく。

2 許可の取消し又はその効力の停止は、当該処分に係るものに対し別記様式8「道路使用許可の取消し、効力停止通知書」を交付するとともに、許可の取消しに当っては既に交付してある許可証を返納させること。この場合において、当該許可が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、別記様式9「道路使用許可の取消し、効力停止連絡書」を速やかに道路管理者に送付すること。

なお、許可の取消し処分を行った場合は、直ちに道路使用行為を中止させ、速やかに道路を原状に回復する措置を講じさせることとし、効力の停止処分を行った場合においては、道路使用行為の中止とともに必要な保安要員を配置させ、事故防止等に当たらせること。

3 許可の取消し、又は効力停止の処分を行った場合は、別記様式10「道路使用許可の取消し、停止処分の結果報告」に、前記、弁明通知書等関係様式を添付し、交通規制課長を經由して警察本部長あて報告するものとする。

#### 第11 許可後の現場管理

警察署長等は、自ら許可した道路使用の許可事項、許可条件の遵守状況及び原状回復状況等について調査確認しなければならない。この場合において、許可条件違反、法令違反等を認めたとき、あるいは道路の原状回復措置が取られず、又は措置不十分により交通の安全と円滑に支障があると認めるときは、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を確保するための必要な措置を取るなど、許可後における現場管理を徹底し、道路使用の適正確保を推進することとする。

#### 第12 事務の委託

##### 1 交通安全活動推進センターへの委託

(1) 警察署長は、上記第11の許可後の現場管理を効果的に推進するため、法第77条第1項の規定による許可に関する道路又は交通の状況についての調査のうち、次の事項について山梨県交通安全活動推進センター（以下「センター」という。）に業務委託することとする。

ア 道路使用の許可の内容及び許可に付された条件の履行状況の確認

イ 道路使用の許可期間が満了した後の原状回復措置の状況の確認

(2) センターに対し、上記(1)の業務を委託する場合には、別途「山梨県交通安全活動推進センターに委託する道路使用の許可に関する調査業務事務処理要領」に基づき行うものとする。

##### 2 警察署長の措置

警察署長は、上記1によりセンターに業務委託した場合において、許可条件の不履行等に係る調査結果を受理した場合には、道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するために必

要な警察措置を速やかに取ることとする。

### 第13 関係者からの協議の受理及び取扱い

#### 1 他の警察署長からの協議

警察署長は、他の警察署長から自署の管轄にわたる道路使用許可行為に関する協議を受けたときは、必要な調査を行い許可条件その他の意見を付して当該警察署長に回答する。

#### 2 道路法第32条第5項の規定による道路管理者からの協議

警察署長等は、道路の管理者から道路法第32条第5項の規定による協議を受けたときは、別表第1の「判断基準」に従って当該協議に係る行為の審査を行い、許可の適否及び必要な条件を別記様式11「道路占使用許可協議書」により、当該道路管理者に回答する。

### 第14 道路工事又は作業の事前調整

1 警察署長等は、道路交通の安全と円滑及び道路使用の適正化を図るため、大規模な道路工事等その他著しく交通の妨げとなる道路の使用について事前に調整しなければならない。

2 上記1の調整を行うため、道路における工事等を定期的又は頻繁に行う公益事業者、道路管理者、建設業者等及び祭典、各種路上競技等大規模な道路使用行為を定期的に行う者を構成員とする「道路使用調整会議」の設置を推進する。

### 第15 道路工事における交通事故発生報告

警察署長等は、同意路使用許可に係る工事現場において交通事故（人身事故）が発生したときは、「道路工事現場における交通事故発生報告」により、速やかに交通規制課長を経由して交通部長あて報告するものとする。

（様式省略）